

第2期

滝川市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

滝川市

平成27年3月

～目次～

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	…	2 p
2	計画の目的	…	2 p
3	計画期間・基準年度・目標年度	…	3 p
4	対象範囲	…	3 p～5 p
5	対象とする温室効果ガス	…	5 p
6	第1期実行計画の概要と削減実績	…	6 p

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1	基準年度の温室効果ガス排出量	…	7 p
2	要因別の排出状況	…	7 p
3	二酸化炭素の削減目標	…	8 p

第3章 目標達成のための具体的な取組

1	温室効果ガスの排出抑制対策に向けた取組項目	…	9 p～10 p
2	温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に関連する項目	…	10 p

第4章 推進・点検体制

1	推進体制	…	11 p
2	点検体制	…	12 p
3	進捗状況の公表	…	12 p

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

地球規模の環境問題に目を向けると、人類存続の基盤を揺るがすような深刻な地球環境問題が発生しており、世界でも多くの自然災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が確実に現れている。

国内では、1997年（平成9年）、京都議定書の採択以降、地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとなる地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）が施行され、この中で地方公共団体は自らが行う事務・事業に伴い排出する温室効果ガスの削減を目標とした計画の策定が義務付けられた。

滝川市では、平成18年3月に「たきかわ『環のまち』物語 ～滝川市環境基本計画・地域行動計画～」を策定し、平成22年3月には、法第20条の3第1項の規定に基づき、「第1期滝川市地球温暖化対策実行計画」（以下、「第1期実行計画」という。）を策定するなど、積極的に地球温暖化対策の取り組みを進めているほか、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正により、エネルギー使用量が一定量以上の事業者（特定事業者）は、エネルギー使用量やその削減計画を国に報告・提出する義務が課せられることとなり、平成21年度に本市も特定事業者に指定され、エネルギー使用量の削減に取り組んでいる。

本計画は、第1期実行計画の計画期間が平成26年度末で終了することから、次年度以降も一事業者として継続した地球温暖化対策を組織的に行うため、平成27年度からの5年間を計画期間とした第2期目の計画を新たに策定する。

2 計画の目的

本計画は、法第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「第2期実行計画」という。）として策定する。滝川市の事務事業の実施にあたっては、第2期実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3 計画期間・基準年度・目標年度

第2期実行計画の期間：2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間

〃 基準年度：2013（平成25）年度

〃 目標年度：2019（平成31）年度



図1 計画の期間

4 対象範囲

本計画の対象は、本市が行う事務事業とし、出先機関等を含めた組織及び施設を対象とする。なお、指定管理者が管理運営する施設においても、可能な限り受託者に対して第2期実行計画の趣旨に沿った取組を実践するよう協力要請し、目標の達成が図られるよう努めることとする。（対象施設は表1・表2のとおり。）

所 管		対象施設名
部局等	課	
総務部	総務課	滝川市役所
		コミュニティ防災センター
市民生活部	くらし支援課	各地区コミュニティセンター（扇町・幸町・大町・西・北・緑・東・本・中・江部乙）
		三世代交流センター北地区分館
		東滝川地区転作研修センター
		清掃センター・粗大ごみ処理センター
		滝の川墓地
		一般廃棄物最終処分場
		まちづくりセンター“みんなくる”
	江部乙支所	農村環境改善センター（江部乙支所を含む）
保健福祉部	福祉課	三世代交流センター
		滝川市身体障害者福祉センター
		地域ふれあいセンター
		虹のかけ橋公園
	子育て応援課	こども発達支援センター
		各地区児童センター等（扇町・大町・西・北・東・中・中央・花月・黄金町・東滝川・江部乙）

		各保育所（中央・二の坂・東栄）
		各地域子育て支援センター（一の坂・花月）
	介護福祉課	中央老人福祉センター
		西町デイサービスセンター
	健康づくり課	保健センター
経済部	商業観光課	中高年齢労働者福祉センター
		丸加高原伝習館
		丸加高原オートキャンプ場
		グリーンヒル丸加（現在休止中）
		航空科学センター
	駅周辺整備課	にぎわい公園
農政部	農政課	丸加山牧野
		肉用牛肥育センター
		滝川ふれ愛の里
		池の前水上公園パークゴルフ場
		総合交流ターミナルたきかわ
建設部	土木課	公園
		土木課管理車両
		土木機械倉庫（滝川地区・江部乙地区）
		防災作業所
	都市計画課	下水道設備（ポンプほか）
		都市計画課管理車両
	建築住宅課	営繕大作業所
		車両
市立病院	事務課	市立病院
		高等看護学院

【表 1 市長部局対象施設一覧】

所 管		対象施設名
部局等	課	
教育部	学校教育課	各小学校（滝川第一・滝川第二・滝川第三・西・江部乙・東）
		各中学校（江陵・明苑・開西・江部乙）
	滝川西高等学校事務局	滝川西高等学校
		旧山車会館
	社会教育課	音楽公民館
		華月館（市民会館分含む）
		文化センター（電気使用量 新町旧図書館分含む）
		たきかわホール
		陶芸センター
		各プール（滝の川・東栄）
		青年体育センター
		サイクリングターミナル
		B&G海洋センター
		北電スロープ
		滝の川公園（市営球場・滝の川球場・陸上競技場・弓道場・テニスコート・アーチェリー場）
		教育支援センター
		図書館
		美術自然史館
		こども科学館
		郷土館

【表2 教育部対象施設一覧】

5 対象とする温室効果ガス

第2期実行計画では、削減対象とする温室効果ガスを、法で定められた削減対象となる6種類のガスのうちエネルギー消費に由来する二酸化炭素を対象とする。

なお、自治体の事業においては、通常、エネルギー消費以外の要因から発生する温室効果ガスとして、廃棄物の焼却や埋め立て、し尿処理や上下水道事業から発生する二酸化炭素やメタンなどが含まれるが、本市においては、廃棄物の埋め立てについてはバイオガス化処理などを経て生ごみ(有機物)は事前に埋め立て物から除外されているほか、それ以外の処理についても広域事業等として別主体により実施されていることから、いずれも本市の計画対象には含まれないため、これらの数値については対象としない。

6 第1期実行計画の概要と削減実績

(1) 策定期期

平成22年3月

(2) 計画期間

平成22年度から平成26年度

(3) 対象となる範囲

全ての課・施設等における事務・事業（一部事務組合等を除く）

(4) 削減目標

平成26年度における二酸化炭素排出量を、基準年である平成20年度に比べて5%削減する。

(5) 目標達成状況

計画策定時の事務・事業の範囲では、目標年次は平成26年度の二酸化炭素総排出量が年度途中で推計不可能であることから、平成25年度までの値を使用し達成状況を報告する。

年度	基準値	排出量実績 (t)	削減率 (対基準年)	北海道電力(株) 二酸化炭素排出係数 (t-CO ₂)
(基準) 平成20年度	13,494t	—	—	0.000588
平成21年度	—	12,025	11%減	0.000423
平成22年度	—	11,369	16%減	0.000344
平成23年度	—	15,181	12%増	0.000485
平成24年度	—	16,717	23%増	0.000680
平成25年度	—	16,677	23%増	0.000681

【表3 温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算値）】

平成25年度における二酸化炭素排出量は16,677tとなり、基準年である平成20年度と比較し23%の増加となった。

増加した要因としては、泊原子力発電所の完全停止に伴い火力発電所の稼働率が上昇したことにより、電力の二酸化炭素排出係数が大幅に増加したことが主に挙げられる。（滝川市のエネルギー消費量は、毎年度減少傾向に有り）

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量

滝川市の事務・事業における基準年度（平成25年度）の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、16,677t-CO²となっている。

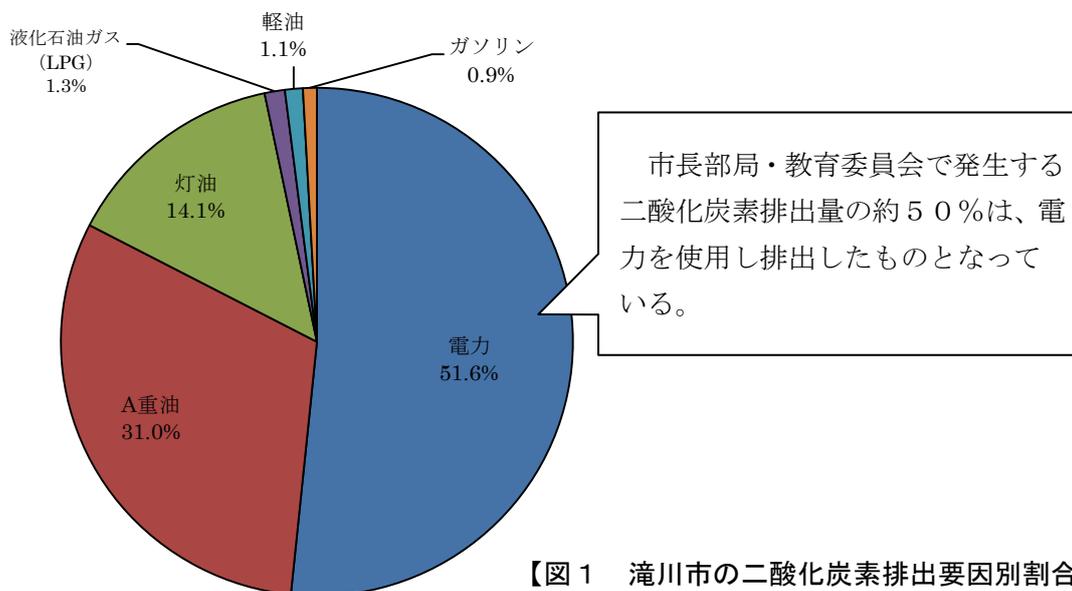
区分	排出量 (t-CO ²)
二酸化炭素 (CO ²)	16,677

2 要因別の排出状況

基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別にみると、電力の使用に伴って排出される二酸化炭素が51.6%を占め、次いでA重油の使用が31%で全体の82%を占めている。なお、詳細な内訳等は表4及び図1のとおりとなっている。

	市長部局	教育委員会	合計
電力	6,711	1,899	8,610
A重油	4,547	618	5,165
灯油	647	1,709	2,356
液化石油ガス(LPG)	183	5	188
軽油	139	6	145
ガソリン	210	3	213
合計	12,437	4,240	16,677

【表4 滝川市の二酸化炭素排出量】 単位：t-CO²

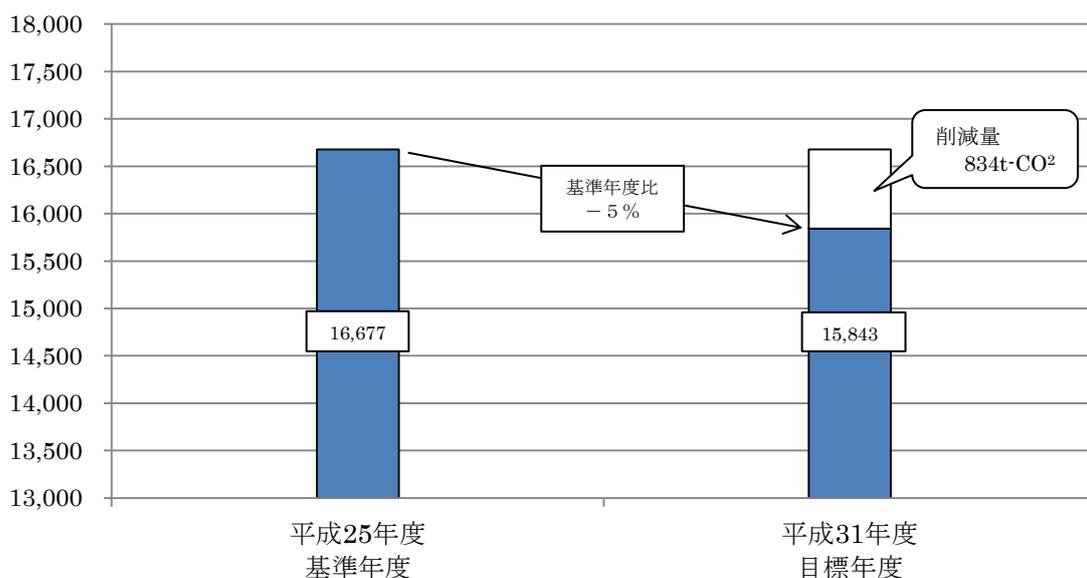


【図1 滝川市の二酸化炭素排出要因別割合】

3 二酸化炭素の削減目標

第2期実行計画策定時の事務・事業の範囲では、目標年度は平成25年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成31年度までに、二酸化炭素排出量を5%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 平成31年度
二酸化炭素(CO ₂)	16,677t-CO ₂	5%	15,843 t-CO ₂



【図2 温室効果ガスの削減イメージ】

この目標の考え方については以下のとおりである。

- ①「滝川市地域省エネルギービジョン」（平成22年2月策定。以下、「省エネビジョン」という。）では、平成31年度までの取組期間において滝川市の公共施設におけるエネルギー消費量原単位を年平均1%削減することが目標となっている。
- ②第2期実行計画では、エネルギー消費起源の温室効果ガスのみを算定対象とすることから、削減対象が①とほぼ同意であると考えることができ、両者の整合性を保持する点からも、温室効果ガスについても年平均1%削減、平成31年度までに約5%削減することを目指す。
- ③省エネビジョンでは、評価対象をエネルギー消費原単位としているのに対して、第2期実行計画では温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量としていることから、後者は施設の新設・廃止等がその結果に影響をもたらす可能性があるため、原単位と併せて評価する。

なお、本目標については、関係法令や社会経済情勢などの変化により、見直しが必要と認められる場合には、より適正な対策を講ずるべく、適宜、修正を図りながら第2期実行計画を推進する。

第3章 目標達成のための具体的な取組

温室効果ガスの削減に向けて、概ね、次のような枠組みで取組を構成する。

なお、先に述べたとおり、目標設定や削減に向けた実践対策上において多くの部分で密接な関係にある省エネビジョンの推進と一体的に対策を講じていくこととする。

1 温室効果ガスの排出抑制対策に向けた取組項目

(1) 電力使用量削減

照明の適正管理	<ul style="list-style-type: none">・利用者がいないスペースは消灯する。・窓口以外の昼休みの消灯を徹底する。・時間外勤務の必要照明以外は消灯する。・トイレや給湯室、会議室などを利用した後は消灯する。
OA機器の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・パソコン等の省電力機能を利用する。・不使用のパソコンの電源をこまめに切る。・コピー機の節電機能を活用する。
定時退庁の励行	<ul style="list-style-type: none">・効率的事務処理により、定時退庁をする。・ノー残業デーを徹底する。・事務改善により、時間外勤務を削減する。
エアコンの 適正温度の維持	<ul style="list-style-type: none">・エアコンは、温度の上げすぎ・下げすぎに注意する。 (夏は28℃、冬は20℃を目安とする)・人がいない部屋ではスイッチを切る。
エレベーターの 使用削減	<ul style="list-style-type: none">・荷物の運搬など、やむをえない場合を除き、できる限り階段を利用する。(3アップ4ダウンの徹底)
施設・事業管理等の 取組	<ul style="list-style-type: none">・新エネ・省エネルギー設備の導入を検討する。・照明場所・照明器具の効率的な配置に努める。

(2) A重油・灯油使用量削減

効率的な暖房運転の 実施	<ul style="list-style-type: none">・室内温度は20℃を目安として運転する。・使用状況は随時確認し、長時間使用しない場合はスイッチを切る。・施設において、ボイラーを適正な温度設定にする。・暖房器具(パネルヒーター等)の前にはロッカー等を置かない。
施設・事業管理等の 取組	<ul style="list-style-type: none">・新エネ・省エネルギーの設備の導入を検討する。

(3) LPG使用量削減

ガスコンロ等の 適正使用	<ul style="list-style-type: none">・お湯が沸騰したら、すぐに消火する。・コンロの清掃をこまめにし、ガスの通りを良くする。
-----------------	--

(4) 公用車の燃料使用量削減

徒歩・公共交通 手段等の利用	<ul style="list-style-type: none">・近場の事務連絡・会議等はできる限り徒歩にするか、自転車を利用する。
公用車の適正使用 及び運転	<ul style="list-style-type: none">・急発進、急加速をしない。・エアコンは適正に使用する。・無用なアイドリングはしない。・必要以上の暖機運転はしない。・公用車両ルートの合理化を心がける。・不要な荷物を積まず、積載重量を軽くして燃費の向上を図る。

2 温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に関連する項目

(1) コピー使用枚数削減

複合機（→コピー及び プリントアウト）の合 理的利用の推進	<ul style="list-style-type: none">・Nアップ（1枚の用紙に複数ページを印字等する）や両面印刷、袋とじ印刷といった機能を積極的に有効活用するとともに、適宜、裏紙利用も組み合わせるなどして、出力枚数や消費するコピー用紙量の抑制に努める。・資料等の共有に当たっては、スキャナー機能でのPDFファイル化も検討することとし、紙出力の抑制に努める。
-------------------------------------	--

(2) その他の取組

温度条件に適した 服装の着用	<ul style="list-style-type: none">・夏期のノー上着・ノーネクタイや冬期の重ね着など、「クールビズ・ウォームビズ」を推進する。
-------------------	---

これまでにあげた取組のほかにも、網羅しきれていない取組や、今後の技術等の進展により、新たな有効な対策が確立されていくことも考えられることから、推進組織や各所属において、常にそうした情報等を収集し、効果的な対策の実施に努めるほか、第2期実行計画上の排出削減量には直接カウントされないものの、市の事務事業におけるごみの減量化や資源の有効利用などの推進については、率先的に心がけていく必要がある。

第4章 推進・点検体制

1 推進体制

第2期実行計画の推進は、前述したとおり、省エネビジョンの推進と一体的に実施することが合理的であることから、既に平成21年度中に設置した「滝川市庁内省エネルギー・温暖化対策推進会議」（以下、「庁内省エネ温対会議」という。）を、推進体制の中核組織として位置づけ、これを中心に対策を進める。

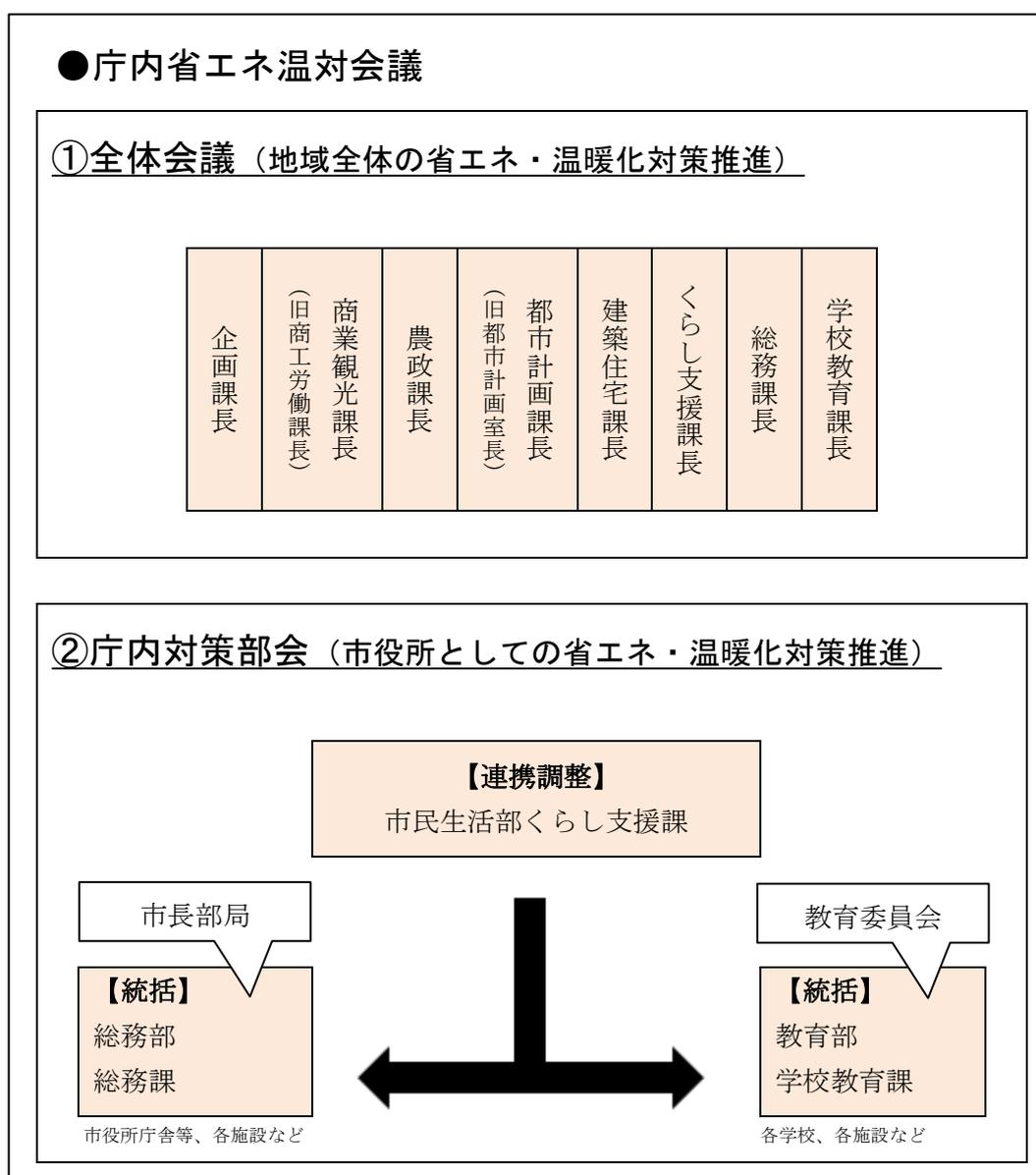


図3 庁内省エネ温対会議の役割等

2 点検体制

毎年、庁内対策部会は、6月中に市全体における温室効果ガスの排出状況に関するデータを集約・分析し、その結果を報告書としてまとめ、全体会議や庁議等を通じて報告することとし、市役所全体で情報の共有化を図る。

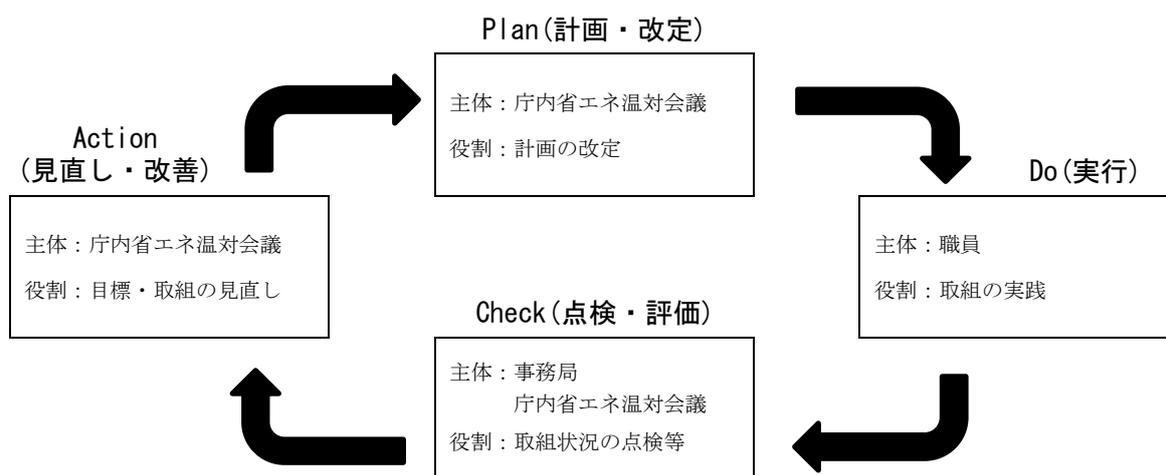


図4 PDCAサイクルによる進行管理

3 進捗状況の公表

第2期実行計画は省エネビジョンと一体的に推進するという観点から、進捗状況の公表については、省エネビジョンと同様に点検作業及び報告が済み次第、温室効果ガス排出の状況や取組内容等を、広報たきかわ、滝川市公式ホームページなどを活用して広く市民へ周知するよう努める。

第2期 滝川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

滝川市市民生活部くらし支援課

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

TEL：0125-28-8013（直通）

FAX：0125-24-0154

E-mail：kurasi@city.takikawa.hokkaido.jp